

出版等契約書

著作物名 _____

著作者名 _____

著作権者名 _____

_____ (以下「甲」という)と _____ (以下「乙」という)とは、上記著作物(以下「本著作物」という)に係る出版その他著作物の利用等につき、以下のとおり合意する。

_____年 _____月 _____日

甲 (著作権者)

住 所

氏 名

印

乙 (出版権者、利用被許諾者)

住 所

氏 名

印

第 1 条 (出版権の設定)

- (1) 甲は、本著作物の出版権を乙に対して設定する。
- (2) 乙は、本著作物を、日本を含むすべての国と地域において、印刷媒体を用いた出版物 (オンデマンド出版を含む) として複製し、頒布する (以下この一連の行為を「出版」といい、発行された出版物を以下「本出版物」という) 権利を専有する。
- (3) 甲は、乙が本著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。

第 2 条 (電子出版の利用許諾および第三者への許諾)

- (1) 甲は、乙に対し、乙が本著作物を、日本を含むすべての国と地域において、以下の各号に掲げる方法のいずれかまたはすべてにより、本著作物の全部または一部を電子的に利用すること (以下「電子出版」という) を独占的に許諾する。

DVD - ROM、メモリーカード等の電子媒体 (将来開発されるいかなる技術によるものをも含む) に記録したパッケージ出版物として複製し、頒布すること

インターネット等を利用し公衆に送信すること (本著作物のデータをダウンロード配信することおよびホームページ等に掲載し閲覧させることを含む)

データベースに格納し検索・閲覧に供すること

なお上記電子出版においては、電子化にあたって必要となる加工、改変等を行うこと、および自動音声読み上げ機能による音声化利用を含むものとする。

- (2) 甲は、乙による前項の利用に関し、乙が第三者に対し、再許諾することを承諾する。

第3条（二次的利用）

本契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画等、その他二次的に利用される場合、甲はその利用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

第4条（著作物利用料の支払い）

（1）乙は、甲に対し、第1条および第2条の利用に関し、別掲のとおり発行部数の報告および著作物利用料の支払いを行う。

（2）乙が、本出版物を納本、贈呈、批評、広告・宣伝、販売促進、業務等に利用する場合（____部を上限とする）および本著作物の全部または一部を同様に電子的に利用する場合には、著作物利用料が免除される。

第5条（出版データの権利の帰属）

（1）甲は、第1条および第2条の利用において、乙の労力および（または）費用により作成された出版物の版面および電子出版用データ（作成途中の中間生成物を含む、以上を総称して「出版データ」という）に関する権利は、乙に帰属することを確認する。

（2）甲は、本契約の有効期間中のみならず終了後であっても、本出版物の版面を複写した印刷物の出版もしくは電子出版用データを複製しての利用等、出版データを、乙の事前の書面による承諾なく利用せず、第三者をして利用させない。

（3）本条の規定は、甲の著作権に影響を及ぼすものではない。

第6条（甲あるいは第三者による類似著作物等の出版および利用）

（1）甲は、本契約の有効期間中、本著作物の全部または一部と同一もしくは明らかに類似すると認められる内容の著作物および同一題号の著作物を、自ら第1条にいう出版をせず、あるいは第三者をして第1条にいう出版をさせず、また自ら第2条にいう電子出版をせず、あるいは第三者をして第2条にいう電子出版をさせない。

（2）前項にかかわらず、甲が本著作物の全部または一部を、甲自らが運営するホームページ（ブログ、メールマガジン等を含む）において利用しようとする場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。

（3）甲が、本契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。

第7条（権利処理の委任）

（1）本著作物が以下の方法で利用される場合、甲はその権利処理を乙に委任し、乙はその具体的条件に関して甲と協議のうえ決定する。

複写（複写により生じた複製物の譲渡および公衆送信ならびに電子的利用を含む）
貸与

（2）甲は、乙が前項第1号の利用に係る権利処理については、一般社団法人出版者著作権管理機構または社団法人日本複写権センターへ、前項第2号の利用に係る権利処理については、一般社団法人出版物貸与権管理センターへ、それぞれ委託することを承諾する。

第8条（締結についての保証）

甲は、乙に対し、甲が本著作物の著作権者であって、本契約を有効に締結する権限を有していることを保証する。

第9条（内容についての保証）

（1）甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。

（2）本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲は、その責任と費用負担においてこれを処理する。

第10条（著作者人格権の尊重）

乙は、本著作物の内容・表現または書名・題号等に変更を加える必要が生じた場合には、あらかじめ著作者の承諾を得なければならない。ただし、甲が著作者である場合には、甲は乙に対し、電子出版その他電子的に利用するために必要な範囲において、乙が本著作物に加工、改変等を行うこと、見出し・キーワード等を付加することをあらかじめ許諾する。

第11条（発行の責任）

- （1）乙は、本著作物の完全原稿の受領後____ヵ月以内に本著作物を出版する。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ出版の期日を変更することができる。また、乙が本著作物が出版または電子出版に適さないと判断した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
- （2）乙は、出版する場合の価格、造本、製作部数、増刷の時期、広告・宣伝方法およびその他の販売方法、ならびに電子出版の場合の価格、広告・宣伝方法、配信方法および利用条件等を決定し、その費用を負担する。
- （3）乙は、慣行に従い、本著作物を継続して出版（オンデマンド出版を含む）する義務を有する。

第12条（著作権者等の表示等）

乙は、甲の権利保全のために、乙の発行する本出版物の所定の位置に©、著作権者名、第一発行年を表示し、電子出版においても、適切な表示を行う。

第13条（贈呈部数）

- （1）乙は、本出版物の発行にあたり、初版第一刷の際に____部、増刷のつど____部（オンデマンド出版の場合は、データ完成時にサンプルを____部）を甲に贈呈する。
- （2）甲が寄贈等のために本出版物を乙から直接購入する場合、乙は、本体価格の____%で提供するものとする。

第14条（増刷の決定および通知義務等）

- （1）乙は、本出版物の増刷を決定した場合には、あらかじめ甲および著作者にその旨通知する。
- （2）乙は、増刷に際し、著作者からの修正増減の申入れがあった場合には、甲と協議のうえ通常許容し得る範囲でこれを行う。
- （3）乙は、オンデマンド出版にあっては、販売報告をもって増刷通知に代え、著作者からの修正増減の申し入れに対しては、その時期および方法について甲と協議のうえ決定する。

第15条（契約終了後の頒布等）

乙は、本契約の期間満了による終了後も、著作物利用料の支払いを条件として、本出版物の在庫に限り販売することができる。

第16条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第17条（不可抗力等の場合の処置）

地震、水害、火災その他不可抗力もしくは甲乙いずれの責めにも帰せられない事由により本著作物に関して損害を被ったとき、または本契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置については甲乙協議のうえ決定する。

第18条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面によるその違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されない場合には本契約の全部または一部を解除することができる。

第19条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約の日から満____ヵ年とする。乙の著作権も本契約の有効期間中存続する。また、本契約の期間満了の3ヵ月前までに、甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、本契約は、本契約と同一の条件で自動的に継続され、有効期間を____ヵ年ずつ延長する。

第20条（改訂版・増補版等の発行および契約の自動更新）

- （1）本著作物の改訂版または増補版等の発行については、甲乙協議のうえ決定する。
- （2）前項に基づく本著作物の改訂版または増補版等の契約は、甲乙の協議において特に異議が示されない限り、本契約と同一の条件で自動的に発効する。
- （3）前項の規定により自動的に発効された契約の有効期間については、改訂版または増補版等の第一刷発行の日を契約の開始日とみなして、前条の規定を準用する。
- （4）乙は、著作者から第1項に至らない程度の修正増減の申入れがあった場合には、甲と協議のうえ通常許容し得る範囲でこれを行う。

